夜間養護等事業（トワイライトステイ）のご案内

保護者が急な仕事等の理由により、夜間や休日に一時的に家庭での養育が困難となったお子さんを、児童福祉施設で短期間お預かりします。

１．対象となる児童（以下の①から③の全てに該当すること）

①鷹栖町に居住している、1歳～18歳未満の児童であること。
②施設での集団生活が可能であること
③保護者が急な仕事やその他やむを得ない理由により、平日の夜間や日曜・祝日に家庭での養育が困難な状態であること。

２．利用時間

①平日（夜間）　１７時～２１時
②日曜・祝日　　９時～２１時

３．申請必要書類等（事前登録）

①鷹栖町子育て短期支援事業利用登録申請書
②印鑑
③市町村民税課税証明書
④ひとり親世帯の状況を証明する書類
※③及び④の書類添付は、省略できることもありますので、詳しくはお問合せください。

４．利用方法

〇使用しようとする場合は、直接、施設にお申込みください。なお、事前登録をされていない場合は、速やかに鷹栖町に書類を提出してください。
※１　受付時間は、９時～17時です。
　２　施設の空き状況等により、ご希望の日程に添えない場合がありますので、ご了承願います。

施設名	旭川隣保会トキワの森	旭川育児院
施設の種類	母子生活支援施設	児童養護施設
住所	旭川市本町2丁目437番地80	旭川市台場2条2丁目3番45号
電話番号	0166-55-7061	0166-61-4054
ＦＡＸ番号	0166-55-5880	0166-61-4076

利用料金（日額）

	世帯区分	年齢区分	1人1日あたり単価
A	・生活保護世帯 ・市町村民税非課税世帯で、ひとり親家庭	平日夜間 休日（日曜・祝日）	０円 ０円
B	・市町村民税非課税世帯 ・市町村民税課税世帯で、ひとり親家庭及び養育者世帯（父母に代わり児童を養育）	平日夜間 休日（日曜・祝日）	３００円 ３５０円
C	・上記以外の世帯	平日夜間 休日（日曜・祝日）	７５０円 １，３５０円

利用上のご留意

1　利用日は原則、変更できません。やむを得ず変更する場合は、お預かりする施設へ直接ご連絡ください。

2　施設の空き状況等により、ご希望の日程に添えない場合があります。

3　利用に際し、登録した世帯の情報（住所・氏名等）をお預かりする施設へ提供することとなります。あらかじめご了承ください。

4　住所・電話番号・勤務先や世帯の状況が変わった（ひとり親でなくなった）とき等、登録内容に変更がある場合には届出が必要ですので、必ずご連絡ください。

5　施設へのお子さんの送迎は、保護者が行ってください。

6　利用料はお預かりする施設に直接お支払いください。

7　利用の際に必要な物（宿泊する際に必要な物等）については、施設へお問い合わせください。

8　毎年８月に利用料金の世帯区分の見直し（年度更新）を行います。８月以降も引き続き利用を希望する場合には、世帯の状況を証明する書類等、負担額を決定するための書類の提出が必要となります。

（※　更新時のご案内は差し上げませんので、継続して利用を希望する方は、ご自身で忘れずに更新の手続きを行ってください。）

お問い合わせは

鷹栖町南１条３丁目２番１号（サンホールはぴねす内）
鷹栖町健康福祉課子育て支援係
電話：０１６６－８７－２１１２（内線５０２・５０３）